

みんなねっと 福井県かれん新聞第112号 (奇数月発行)

事務局 ホッとサポートふくい内〒910-0026 福井市光陽2-3-3
6

福井県総合福祉相談所内 ☎0776-24-5135

1) みんなねっと福井けんかれん 2025年(令和7年)9月1日

* 障がいをのりこえるために



もくじ

- ・ 県家連研修会について ……(1)
- ・ 県家連総会・講演会について ……(2)
- ・ ……(3)
- ・ 県知事への要望書への回答 ……(4)

2025 福井県精神保健福祉家族会連合会 研修会

スローガン 「家族支援で本人を支える」

日時： 10月26日(日) 10時～

会場： 福井県自治会館 福井市西開発4丁目202の1 TEL 0776-57-1111

日程： 10時～講演会

テーマ： 地域で回復への大転換

— 薬多用・拘束でない精神医療 —

講師： 和田明美氏 (元毎日新聞社記者)



講師のプロフィール

茨城県で育つ。茨城県立水海道第一高等学校、中央大学文学部卒業。1992年～毎日新聞記者。向精神薬多剤大量処方や身体拘束など精神医療の問題について20年以上、取材してきました。著書に「薬物依存をのり越えて」。記者の仕事だけでは変えられないと思い、現在はフリージャーナリストとして国の政策や制度を変えるための活動をしています。2025年～「和田明美と未来を創る会」代表。

*みんなねっと誌 購読 しましょう！ 例会などで活用を！

*「けんかれん新聞」に原稿や意見・質問などの投稿を！

*家族会例会に集まって話合うのが健康にもいいです。

2) x みんなねっと 福井けんかれん新聞 2025年 9月1日
県家連総会について

6月21日(土)午後1時より福井県立図書館にて開催されました。

福井県障がい福祉課課長岡田寛隆様、福井県議会議員中村綾菜様、福井県総合福祉相談所課長奥山与志江様の祝辞をいただきました。参加者は福井県障がい福祉課主任中山由香里様、同主査江岸菜央様でした。

当日の山口達也氏の講演についてアンケート結果

- 3) 1. 性別・・・1) 男 10 2) 女 7
- 4) 2. 年齢 30代 1 40代 2 50代 3 60代 2 70代以上 9
- 5) 3. 地区名 奥越 2 福井 4 永平寺 1 鯖江 1 若狭 2
- 6) 4. 所属について 1) 家族会 11 2) 本人 3 4) 医療関係者 1
5) 行政関係者 1
- 7) 9) 一般 2
- 8) 5 山口達也様の講演について
- 9) 1) とても良かった。 16 2) まあまあ良かった。 0 3) あまり良くなかった。 1
- 10) (感想)
- 11) ・観念的な部分、話が難しい部分があったが、このような看護師も必要。十分な価値があると思った。自殺未遂の患者が3-4か月に1回の訪問で自殺率が10%になったそう。すごいと思った。自分も訪問看護を受けていて良かったと思った。
- 12) ・楽しみ、やりたいことを見つけ、自分らしさを出してゆく。
- 13) ・人とのつながりを大切にする。
- 14) ・リカバリーに関して、丁寧に説明していただけて、大変勉強になりました。
- 15) ・パーソナルリカバリーという全く新しい考え方を教わって目が開かれる思いでした。希望を感じました。実際にこのような線で医療福祉が進められるとうれしいです。
- 16) ・ひとり多職種チームができるすごい人と思った。・リカバリーは人生の再出発。
- 17) ・中井久夫氏の当事者に寄り添う活動。
- 18) ・ストレンクスモデル>病気ではなく健康な面に光をあてる。
- 19) ・お金、住み所の確保大切なのは、そのとおりだと思う。親亡き後どんな努力が必要か？

3) みんなねっと 福井けんかれん新聞 2025年 9月1日

報告

*北信越5県代表者会議 5月28日(水) 11:00~15:45

富山県民会館 小寺

*福井県障害者社会参加推進協議会 7月14日(月) 13:30~

福井県社協センター 小寺

4) みんなねっと 福井けんかれん新聞 2025年 9月1日

8月4日(火) 午前11時より、福井県障がい福祉課3名、県家族会8名で要望書について話し合いました。中村彩菜県会議員も参加されました。12時より、県議会にも、同内容の要望書を提出しました。

令和7年度福井県精神保健福祉家族会連合会要望への回答

(問1) 各地域家族会の育成に経済的、社会的な支援をお願いします。少子高齢化に伴い、家族会は高齢化が進んでおり、家族だけでは家族会の運営に困難な状況があります。健康福祉センターなどの強力な支援をお願いします。(回答) ・健康福祉センターにおいては、家族会の皆様の定例会の開催場所を提供したり、研修会の講師を務める等の形で御協力をさせていただいております。 ・少子高齢化に伴いまして、精神保健分野に限らずどの分野も、家族会会員の高齢化や新規入会者の減少など課題があることをお聞きしております。家族会は同じ問題を抱える人やその人を大切に思う家族の皆様が集まり、自主的な運営のもと、同じような立場や経験を持つ多くの仲間と出会い交流を図りながら、互いに助け合う重要な場所だと認識しております。 ・県では、いろいろな分野の家族会がある中、精神保健分野については、家族会の自主的な運営や参加者が主体的な活動ができるよう、健康福祉センター等にご相談があれば助言させていただいたり、健康福祉センターや総合福祉相談所のホームページ、パンフレットに会の掲載を行ったり、問い合わせがあれば会をご紹介する等、後方支援を行い、新規会員の入会を促進する形で支援を行ってまいりたいと思っております。

(問2) (知事との面会 昨年の6月議会において、杉本知事は、障がい者とその家族から、これまで以上に意見を聞いてまいりますと答弁されました。これは国連障害者権利委員会スローガンである「私たちのことを私たち抜きに決めないで」の実現でもあります。また、障害福祉は、憲法の三大権利の人権にもかかわります。しかし、家族会が知事との面談が叶わないのは大変疑問です。毎年1回は知事との面談の機会を頂きたい。(回答) ・毎年ご要望を伺っているこの場につきまし

ては、県として当事者の皆様の困りごとを伺い、ご家族からご意見をいただく大切な機会ととらえております。・皆様のお声をお聞きするため、県の精神保健分野の施策を具体的に進める中心的存在である総合福祉相談所からも所長に今年新たにこの場に参加していただいております。・また、障がいのある方やそのご家族をはじめ、県民の皆さんからご意見を伺う場であるタウンミーティングにおいては、県内4ヶ所で障がい福祉に関する県民のみなさまからのお声を伺い、いただいたご意見を関係各課に報告し、対応するよう依頼しております。・これまで以上に、より多くの方にタウンミーティングに参加していただけるよう、また障がいに関する理解を深めていただけるよう、合理的配慮に関する講演やワークショップを今年から新たに実施する予定です。・今後とも、ご要望の場やタウンミーティングの場においてご意見を伺い、皆様の声を反映した施策を検討してまいります。

(問3) 当事者に対する寄り添い支援 暴言や自傷他害、迷惑行為をする当事者、引きこもり当事者などに対処する、寄り添い支援を福井県独自の施策として実行していただきたい。家族による保護者制度が廃止されて10年以上経過しても、家族が対応困難な当事者の面倒を歯を食い縛り、家族の犠牲によって支援しているのが実態です。まずは、対応方法を学習するための研修を、県内外からよく熟知しているケアマネジャーを招聘するなど、相談員や市町福祉課対象に研修をスタートすることを求めます。(回答)・対応方法を学ぶことは、県としても大事なことだと認識しております。そこで、総合福祉相談所において、精神保健福祉業務に従事する県職員および市町職員、医療機関職員、障がい福祉サービス事業所職員を対象に、精神疾患の理解と障がい者のケアマネジメントや相談支援についてのレベル向上を目的とした「精神保健福祉業務従事者研修」を毎年実施しています。・例えば、令和6年度は、「世帯を支援する体制づくり」をテーマとし、精神障がい者が地域生活を維持・継続するために、多機関が協働して行う支援についてグループワークを行い、令和5年度は、「チームでの地域生活支援を考える」をテーマに、医師、精神保健福祉士、訪問看護師、相談支援専門員といった多職種によるシンポジウムや実践報告を行いました。・いただいたご意見を踏まえ、より当事者に寄り添った支援が実行できる内容とするよう検討していくとともに、引き続き、精神疾患を有する当事者を支援する多くの方に受講いただけるよう周知を行ってまいります。・また、県では、健康福祉センターにて精神症状による自傷他害を行う方への医療への繋ぎ支援や、地域

の障がい福祉サービス事業所とともに退院後支援に取り組んでいます。・さらに、各保健所圏域で設置している、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム協議会の取組の一環として、研修会の開催や市町で支援している事例の支援方針等を検討するなど支援者の資質向上の機会を設けている地域もあります。・今後も、精神障がいへの理解を深めるとともに、個別のケースを題材として、その方について具体的な支援の仕方を検討する機会を設ける等、より家族の皆様へ寄り添った支援ができるよう努力してまいります。 3

〔問4〕義務教育での精神保健福祉教育 子供たちが精神保健福祉を理解し、困ったときに専門家に助けを求められるように、義務教育に精神保健福祉教育を導入することを提案します。それにより、精神疾患の発症リスクを減らすことが期待されます。（回答）・精神疾患の発症予防については、令和4年度から高等学校学習指導要領において「精神疾患の予防と回復」が項目として追加されており、また、義務教育課程におきましては、精神疾患発症の原因となる不安や悩み、ストレスへの対処について指導要領に明記がなされており、県教育委員会では、それらの指導要領に準じた指導を実施しているとのことでございます。・具体的には、義務教育を所管する県庁の義務教育課によると、福祉教育の一環として、小中学校において、各地域の社会福祉協議会と連携して、体育祭や文化祭等の学校行事に高齢者や障がい児等を招待した交流会やボランティア体験、社会福祉関係行事等に参加する機会を設けるよう指導しており、そうした取組が進められていると聞いております。・また、総合的な学習の時間等におきまして、福祉講演会の聴講や福祉体験等による学習の場を設けており、今後とも引き続き、福祉教育の充実を図っていくとのことございました。

〔問5〕避難場所作り 本人が急に暴力など起こして、家族に当たる時、家族が家を離れることのできる居場所確保をお願いします。（回答）・家族が身の危険を感じる場合や、周囲に危害を加える恐れがある場合には、その場を離れ、身の安全の確保を行っていただき、暴れ続けたり、本人自身を傷つけたりする危険性がある場合には警察へ連絡ください。・家族の方の避難場所については、親戚や友人の家等に一時的に避難いただき、本人への介入については、保健所や市町障がい福祉担当課、警察等へご相談ください。・ご家族である女性は一時的保護所が利用できる場合がありますので、急な暴力を起こした場合には、女性総合相談窓口である女性相談支援センターや、お住いの市町を管轄する健康福祉センターにご相談ください。

〔問6〕精神保健福祉センターの強化 精神保健福祉センターに常勤の医師を配置していただきたい。（回答）・現在、精神保健福祉センターには、福井大学等の協力を得て非常勤医師を配置しております。常勤医師につきましてもできるだけ早期に配置したいと考えており、今年の4月末にも、精神科医を養成している福井大学医学部に相談する等、関係機関と協議を行っております。病院以外のお医者様を確保するのは、

医師不足の状況もある中、なかなか難しいところですが、努力を続けてまいります。・また、令和7年11月に、こども療育センターの建物の3階に精神保健福祉センターが移転する予定のため、県立病院こころの医療センターと医療・福祉の連携強化も図り、メンタルヘルス相談の充実や適切な治療につなげていきたいと考えております。

〔問7〕緊急時の移送体制の充実 精神障害者が緊急時に迅速に病院へ移送されるための体制を整えていただきたい。（回答）・本人の意思に反して移送を行うことは、人権侵害にあたる可能性が非常に高く、慎重な取り扱いが必要で、対応が難しい問題でございます。緊急に病院への移送が必要な場合には、救急車での対応を、また、自傷・他害の恐れがある場合には警察への相談をお願いいたします。また、日ごろから主治医の方と緊急時の対応について相談をしていただきますようお願いいたします。・精神保健福祉法に基づく警察官からの通報等があった際の移送につきましては、警察と連携・協力をしながら迅速に対応しております。移送にあたっては補助員も同行して、安全の確保も行っております。・また、県警本部と障がい福祉課が昨年10月と今年7月に、各保健所でも毎年警察との連絡会を開催し、移送を含めた対応体制についての確認や協議を行っていますので、今後も警察との連携や協力を図りながら対応してまいります。

〔問8〕精神科特例の改善 精神科医や看護師の労働環境を改善し、他の診療科と同等の条件を整えていただきたい。（回答）・平成26年厚生労働省告示第65号の「良質かつ適正な精神障害者に対する医療の提供に関する指針」におきまして、「急性期の精神障害者を対象とする精神病床においては医師・看護職員の配置を一般病床と同等にすること」と記されております。・労働環境の改善のためには看護師や医師などの人材の確保がまず必要であると認識しています。県としましては、福井大学と協力して精神科医師の確保や育成に努めております。・また看護師については本県で働いている看護職員数は全国14位となっており、全国と比べると多い状況はありますが、地域からはまだまだ不足しているとの声も聞いておりますので、更なる看護師確保のため人材の養成や就業・定着促進、資質向上等に取り組んでまいります。

〔問9〕退院後のサポート 精神障害者が退院後、安心して生活できる住居の確保をしていただきたい。それにより、再入院のリスクを減らし社会での生活の場を広げたい。（回答）・障がい者の住居の確保に向け、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、「住宅セーフティネット制度」による取組として、障がい者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）協力店の登録を進めるとともに、円滑な入居の実施に協力する不動産事業者を県のホームページにおいて周知する等しています。・また、「福井県居住支援協議会」の一員として、関係各課や

市町、各団体へ、障がいを持つ方の住まいに関するご意見ご要望等があることを共有していきます。・さらに、全国知事会を通して、各自治体が可能な範囲で積極的に精神障がい者の退院後支援を進められるよう、国の取組を求めています。・今後も、精神障がい者等が安心して暮らせる住まいの確保に努めてまいりたいと考えております。

(問10) ACT の立ち上げ支援 地域での精神障害者支援を強化するために、包括的地域生活支援プログラム (ACT) の立ち上げの支援を求めます。

(回答) ・精神障がいを抱えた方が住み慣れた地域で安心して暮らすための支援は重要であり、県では、各保健所圏域で設置している、精神障がいにも対応した包括ケアシステム協議会において、地域で支えるための体制について保健・医療・福祉の各分野の関係機関で協議しております。また、個別のケースを題材とし、具体的な支援の仕方を検討する機会を設けるなど、地域支援の充実を図っております。・きめ細かいエリア単位で重い障がいのある方に手厚いサポートを行う ACT による支援は有効であると認識しており、障がい福祉課としても ACT 研修会に2年参加するなど、勉強をしているところであります。・県内においては ACT による支援が実施されていない状況ではありますが、その一因としては、医療・福祉職の人員不足、特に専門的知識を持つ看護師が不足していることも挙げられるのではないかと考えており、県として看護師等専門職の育成に努めてまいります。・ACT が必要となる対象者と、ACT を提供できる社会資源がそろった地域で、ACT による支援が開始される際には、その地域の市町の考え方をふまえた県としての対応を検討いたします

以上

ホームページへの投稿を歓迎します。

ホームページ担当者 辺見良太氏の下記メールに投稿してください。

辺見 良太 <r_henmi@standtogether-fukushi.com>